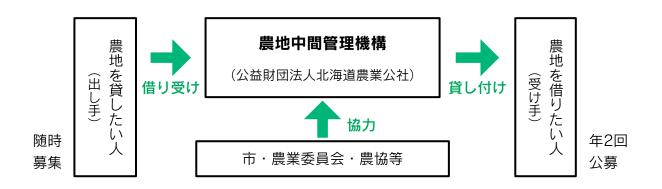
## 農地中間管理事業の容案内

〜農地の賃借に農地中間管理 機構を活用しませんか?

農地中間管理事業は、農地中間管理機構(北海道では北海道農業公社)が農地所有者から農地を借り受け、 農業経営の規模拡大あるいは農業への新規参入を希望される方に必要な農地をできるだけ集約して貸し付ける ことを目的に実施する事業です。機構は、信頼できる農地の中間的受け皿となる機関です。



## <u>農地をお持ちの方へ</u>

札幌市では、農地の借り受け希望に対して農地の出し手が不足しています。経営転換やリタイアをお考えの方、農地を貸したいが借り手が見つからない方は、機構を活用してみませんか。

## 機構は公的機関なので、安心して農地を貸し付けられます

契約期間満了後、 農地はお手元に戻ります 賃借料は機構が お支払いします

要件に合致すれば 機構集積協力金が交付されます

なお、平成28年度から、遊休農地を放置していると固定資産税の負担が重くなります。反対に、農地を機構に貸すと負担が軽くなります。

※遊休農地を放置している場合は、農業委員会が農地中間管理機構と協議すべきことを勧告します。 この勧告を受けた農地は、固定資産税が通常の1.8倍になります。

また、所有する全農地(10アール未満の自作地を残した全農地)を、新たにまとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合は3年間、15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間、固定資産税が通常の1/2に軽減されます。

## 農地をお探しの方へ

平成28年9月1日から平成28年9月30日まで、借り受け希望者の公募が行われます。

農業経営の規模拡大、農地の集約化および農業への新規参入を希望されるときは、ぜひ機構の活用をご検討ください。

農地の借り受けを希望される方は、年2回行われる公募期間内に「借受希望申出書」を札幌市農政課へお送りください。申出書は提出後5年間有効です。

公募の詳細や申出書の様式は、北海道農業公社のホームページにてご案内があります。

問い合わせ先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.011-211-2406